令和８年熊本県地震に伴う DPAT 活動状況

令和８年８月３日 19 時現在

令和８年７月 28 日 16 時 30 分、熊本県を震源とする最大震度７の地震が発生しました。震度７を観測した地域は、宇城市および氷川町です。

DPAT 事務局では、発災と同時に DPAT 事務局本部を立ち上げ、熊本県との連絡および被害状況の情報収集を開始しました。また、同日 17 時 15 分に九州ブロック、17 時 24 分に全国の日本 DPAT へ待機を依頼し、22 時 04 分に第１陣となる 10 隊の派遣を決定しました。

●活動状況の概要

令和８年８月３日までの主な活動状況は、次のとおりです。

- 派遣決定通知を発出した日本 DPAT：計 44 隊分
    - ７月 28 日：10 隊
    - ７月 30 日：19 隊
    - ７月 31 日：15 隊
- 要支援病院数：県内精神科病院：46 病院中
    - ７月 28 日時点：5 病院
    - ７月 29 日時点：7 病院
    - ７月 30 日時点：3 病院
- ８月１日の宇城・県南地域における活動：8 隊、避難所等 41 か所を巡回
- ８月２日の県南地域における活動：5 隊、避難所等 23 か所を巡回
- ８月２日の個別相談：11 件
    - 入院調整１件
    - 継続支援４件
    - 対応終了６件

1. DPAT の派遣・活動体制

熊本県では、７月 28 日 18 時 14 分に県庁内へ熊本県 DPAT 調整本部を設置し、県内精神科医療機関の被害状況や支援ニーズの把握、患者搬送および物資支援の調整を開始しました。

発災当初の DPAT 調整本部は、統括者２名、事務担当者１名、インストラクター1 名で活動を開始しました。その後、県外から派遣された日本 DPAT が順次現地入りし、７月 29 日時点では日本 DPAT7 隊、７月 30 日時点では５隊、７月 31 日時点では 15 隊による活動が報告されています。

7 月 29 日以降、DPAT 事務局本部、熊本県 DPAT 調整本部および活動拠点本部による Web 会議を定期的に開催し、医療機関の被害状況、患者搬送、物資支援、避難所支援等に関する情報共有と活動方針の確認を行っています。

7 月 31 日には、避難所等における精神保健医療ニーズの増加を見込み、熊本県を除く九州、中国、四国、近畿、中部および関東の各ブロックに追加派遣を依頼しました。

8 月 1 日には、被害の大きかった宇城地域に「宇城地域保健医療福祉 DPAT 指揮所」を設置しました。これにより、熊本県 DPAT 調整本部、県南 DPAT 活動拠点本部および宇城地域の指揮所による活動体制を整備しました。

2. 精神科医療機関への支援

発災後複数の精神科病院において、停電、断水、浸水、スプリンクラーの作動による病棟被害、浄化槽や設備の損傷等が確認されました。

DPAT は、熊本県、DMAT、消防、熊本県精神科病院協会、県内外の精神科医療機関等と連携し、入院患者の安全確認、トリアージ、転院先の確保および搬送調整等を行っています。

3. 避難所および地域における活動

医療機関の緊急的な搬送対応が進展した後は、活動の重点を避難所や地域における精神保健医療活動へ移しています。

8 月 1 日、宇城地域保健医療福祉 DPAT 指揮所では 4 隊が活動し、福祉避難所を含む 5 か所を巡回しました。巡回の結果、継続的な経過観察を要するニーズが確認されました。

8 月 2 日には、県南 DPAT 活動拠点本部の管轄地域において、6 隊が避難所 20 か所を巡回し、11 件の個別相談に対応しました。相談の内訳は、入院調整 1 件、継続支援 4 件、対応終了 6 件でした。

また、宇城地域の指揮所では 6 件の対応があり、不眠に関する相談の増加が報告されました。巡回活動では、被災者の精神状態や服薬状況を確認し、個別相談、継続的な経過観察、かかりつけ医への連絡、医療機関への受診・入院調整等を行っています。

8 月 3 日時点では、避難所における精神保健医療ニーズは限定的であり、かかりつけ医のある方については、かかりつけ医につなぐ対応を行っています。一方、かかりつけ医のない新規相談者の受入体制について、引き続き検討しています。

4. 支援者に対する支援

避難所支援や被災者対応に当たる保健師、自治体職員、医療従事者等の疲労も確認されています。

DPAT では、保健所、市町村および関係機関と連携し、支援者の健康状態や支援ニーズを確

認するとともに、必要な支援体制の調整を行っています。

5. 今後の活動方針

8 月 3 日現在、医療機関からの大規模な患者搬送を中心とした初動対応から、個別の精神保健医療ニーズに対応する段階へ移行しています。

今後も、熊本県 DPAT 調整本部を中心として、次の活動を継続します。

- 被災した精神科医療機関の復旧状況および支援ニーズの確認
- 避難・転院した患者の戻り搬送および医療機関の受入支援
- 避難所および地域における精神保健医療ニーズへの対応
- 服薬継続および継続通院に関する支援
- 保健所、自治体職員、医療従事者等に対する支援者支援
- 県内外 DPAT の派遣規模および活動体制の調整
- 活動の縮小や熊本県内の支援体制への移行に向けた検討

DPAT 事務局は、引き続き熊本県、厚生労働省、関係自治体および関係機関と連携し、被災地域における精神保健医療活動を支援してまいります。